

令和3年1月15日

株式会社 Nature Linkに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社 Nature Link（以下「Nature Link」といいます。）に対し、同社が供給する「Air Revol CARD／エアレボカード」と称する商品及び「Air Revol CERAMIC PLATE／エアレボセラミックプレート」と称する商品に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社 Nature Link（法人番号 8010401091506）
所 在 地 東京都港区麻布台一丁目5番9号
代 表 者 代表取締役 川村 宏樹
設立年月 平成22年12月
資 本 金 500万円（令和3年1月現在）

2 措置命令の概要

- (1) 対象商品（以下ア及びイを併せて「本件2商品」という。）
ア 「Air Revol CARD／エアレボカード」と称する商品（以下「エアレボカード」という。）
イ 「Air Revol CERAMIC PLATE／エアレボセラミックプレート」と称する商品（以下「エアレボセラミックプレート」という。）

(2) 対象表示

- ア 表示の概要
(ア) 表示媒体
自社ウェブサイト
(イ) 表示期間
令和2年8月31日、同年9月3日、同月28日、同年10月1日、同月12日、同月19日、同年11月2日、同月17日、同月24日、

同月30日、同年12月3日、同月7日、同月17日及び同月21日
(ウ) 表示内容 (別紙)

例えば、エアレボカードについて、「イオンのパワーで空気革命」及び「ION CLEANER AirRevolution」と表示し、「身边にある様々な空気トラブル」、「空気のトラブル」、「ウイルス、花粉、アレル物質、細菌、PM2.5・・・。目には見えなくても、私たちの身のまわりの空気中には、日々の健康に影響を及ぼすさまざまな原因物質が浮遊しています。」、「エア・レボリューション、“AirRevolution (エアレボ)”は、イオンの発生効果を利用した携帯エア・クリーナー。いつでも、どこでも、身に付いているだけで、あなたの身のまわりの空気トラブルを軽減します。」等と表示するなど、別表「商品名」欄記載の商品について、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品を身に着ければ、本件2商品から発生するイオンの作用により、いつでもどこでも身の回りの空気を清浄にして、空気中に浮遊するウイルス、花粉、アレル物質、PM2.5、細菌等が人体に及ぼす影響を軽減する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、消費者庁は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、Nature Linkに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、それぞれ、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員に周知徹底すること。

ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表

商品名	表示内容
エアレボカード	<ul style="list-style-type: none"> ・「イオンのパワーで空気革命」及び「ION CLEANER Air Revo」 ・「イオンクリーナー “Air Revo (エアレボ)”」 ・「身近にある様々な空気トラブル」、「空気のトラブル」、「ウイルス、花粉、アレル物質、細菌、PM2.5・・・。目には見えなくても、私たちの身のまわりの空気中には、日々の健康に影響を及ぼすさまざまな原因物質が浮遊しています。」、「さまざまな空気トラブル」との記載と共に、マスクをした人物が手で口元を押さえている画像、人物がティッシュペーパーで鼻を押さえている画像及び人物が手で鼻を押さえている画像並びに「ウイルス」、「花粉・アレル物質」、「PM2.5」、「嫌なニオイ」、「細菌」及びこれらのイラスト ・「Air Revoについて」、「イオンのパワーで空気革命」、「エア・レボリューション」、「Air Revo (エアレボ)」は、イオンの発生効果を利用した携帯エア・クリーナー。いつでも、どこでも、身につけているだけで、あなたの身のまわりの空気トラブルを軽減します。」及び「イオンのパワーで、科学のパワーで、あなたの毎日に空気革命を。」 ・「商品タイプ別 発生イオン数」、エアレボカードのイラストと共に、「カードタイプ」、エアレボカード及び「ION TESTER」と記載のある機械の画像と共に、「約2,000個/cm³」並びに「イオンのチカラで、身のまわりの空気をクリーンに。」、「Air Revoからイオンが発生する秘密」及び「エアレボの各製品にはイオン発生成分が配合されています。イオンの発生成分には、空気中の水分と反応してイオンを継続的に作り出す性質があるといわれています。エアレボはこの性質を利用して、周囲にイオンを発生させています。（特許出願中）」 ・「身につけるイオンクリーナー」及び「一年を通して、いろいろな生活シーンでご活用いただけます。カード、セラミックプレートは付属のストラップで身につける以外にも、寝室の枕もとやトイレに置くなど、使い方は自由自在です。」並びにエアレボカードを首から下げている人物の画像 ・エアレボカードのイラストと共に、「イオンのパワーで空気革命」、「ION CLEANER Air Revo CARD カードタイプ」、「さまざまな空気トラブルに」、「ウイルス」、「花粉・アレル物質」、「PM2.5」、「嫌なニオイ」及びこれらのイラスト並びに「発生イオン数 約2,000個/cm³」

(別紙)

商品名	表示内容
エアレボセラミックプレート	<ul style="list-style-type: none"> ・「イオンのパワーで空気革命」及び「ION CLEANER Air Revο」 ・「イオンクリーナー “Air Revο (エアレボ) ”」 ・「身边にある様々な空気トラブル」、「空気のトラブル」、「ウイルス、花粉、アレル物質、細菌、PM2.5・・・。目には見えなくても、私たちの身のまわりの空気中には、日々の健康に影響を及ぼすさまざまな原因物質が浮遊しています。」、「さまざまな空気トラブル」との記載と共に、マスクをした人物が手で口元を押さえている画像、人物がティッシュペーパーで鼻を押さえている画像及び人物が手で鼻を押さえている画像並びに「ウイルス」、「花粉・アレル物質」、「PM2.5」、「嫌なニオイ」、「細菌」及びこれらのイラスト ・「Air Revοについて」、「イオンのパワーで空気革命」、「エア・レボリューション」、「Air Revο (エアレボ) 」は、イオンの発生効果を利用した携帯エア・クリーナー。いつでも、どこでも、身につけているだけで、あなたの身のまわりの空気トラブルを軽減します。」及び「イオンのパワーで、科学のパワーで、あなたの毎日に空気革命を。」 ・「商品タイプ別発生イオン数」、エアレボセラミックプレートのイラストと共に、「セラミックプレートタイプ」、エアレボセラミックプレート及び「ION TESTER」と記載のある機械の画像と共に、「約2,400個/cm³」、並びに「イオンのチカラで、身のまわりの空気をクリーンに。」、「Air Revοからイオンが発生する秘密」及び「エアレボの各製品にはイオン発生成分が配合されています。イオンの発生成分には、空気中の水分と反応してイオンを継続的に作り出す性質があるといわれています。エアレボはこの性質を利用して、周囲にイオンを発生させています。（特許出願中）」 ・「身につけるイオンクリーナー」及び「一年を通して、いろいろな生活シーンでご活用いただけます。カード、セラミックプレートは付属のストラップで身につける以外にも、寝室の枕もとやトイレに置くなど、使い方は自由自在です。」並びにエアレボセラミックプレートを首から下げている人物の画像 ・エアレボセラミックプレートのイラストと共に、「セラミックイオンのパワーで空気革命」、「ION CLEANER Air Revο CERAMIC PLATE セラミックプレートタイプ」、「さまざまな空気トラブルに」、「ウイルス」、「PM2.5」、「嫌なニオイ」及びこれらのイラスト

(別紙)

イオンのパワーで空気革命



ION CLEANER
AirRevo

イオンクリーナー

“AirRevo（エアレボ）”

2020年5月下旬 新発売

公式ショップや正規代理店とは異なる、
メールカリ等をはじめとする個人売買サイトで購入された商品は弊社公式サポートの対象外となりますのでご注意ください。

10/15よりコールセンターのお電話受付時間を平日10時～17時とさせていただきます。
ご迷惑をお掛けしますが、お問い合わせ・ご連絡は本サイトの「CONTACT」お問い合わせフォームもご活用いただけますと幸いです。

商品購入はこちらから

身边にある様々な空気トラブル

Situation

空気のトラブル

ウイルス、花粉、アレル物質、細菌、PM2.5・・・。
目には見えなくても、私たちの身のまわりの空気中には、日々の健康に影響を及ぼすさまざまな原因物質が浮遊しています。



01

AirRevoについて

イオンのパワーで空気革命

エア・レボリューション、“AirRevo（エアレボ）”は、イオンの発生効果を利用した携帯エア・クリーナー。いつでも、どこでも、身につけているだけで、あなたの身のまわりの空気トラブルを軽減します。

イオンのパワーで、科学のパワーで、あなたの毎日で空気革命を。



02

イオンのチカラで、身のまわりの空気をクリーンに。

AirRevoからイオンが発生する秘密

エアレボの各製品にはイオン発生成分が配合されています。

イオンの発生成分には、空気中の水分と反応してイオンを継続的に作り出す性質があるといわれています。エアレボはこの性質を利用して、周囲にイオンを発生させています。（特許出願中）

03

身につけるイオンクリーナー

選べる商品ラインナップ

一年を通して、いろいろな生活シーンでご活用いただけます。

カード、セラミックプレートは付属のストラップで身につける以外にも、寝室の枕もとやトイレに置くなど、使い方は自由自在です。



AirRevo商品一覧

Products



AirRevo CARD/エアレボ カード
¥ 3,630(税込)



AirRevo CERAMIC PLATE/エアレボ セラミックプレート
¥ 4,510(税込)

ION CLEANER
AirRevo
プライバシーポリシー 特定商取引法に基づく表記

© AirRevo メーカー公式オンラインショップ All rights reserved.



○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要

不当な表示

○優良誤認表示（5条1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

①商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

②商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（7条2項）

消費者庁長官は、措置命令に関し、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

○有利誤認表示（5条2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

①商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（5条3号）

①無果汁の清涼飲料水等についての表示

②商品の原産国に関する不当な表示

③消費者信用の融資費用に関する不当な表示

④不動産のおとり広告に関する表示

⑤おとり広告に関する表示

⑥有料老人ホームに関する不当な表示

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添

消表対第33号
令和3年1月15日

株式会社Nature Link
代表取締役 川村 宏樹 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「Air Revo CARD／エアレボカード」と称する商品（以下「エアレボカード」という。）及び「Air Revo CERAMIC PLATE／エアレボセラミックプレート」と称する商品（以下「エアレボセラミックプレート」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件2商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- ア 貴社は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年8月31日、同年9月3日、同月28日、同年10月1日、同月12日、同月19日、同年11月2日、同月17日、同月24日、同月30日、同年12月3日、同月7日、同月17日及び同月21日に、自社ウェブサイトにおいて、例えば、エアレボカードについて、「イオンのパワーで空気革命」及び「ION CLEANER Air Revo」と表示し、「身近にある様々な空気トラブル」、「空気のトラブル」、「ウイルス、花粉、アレル物質、細菌、PM2.5・・・。目には見えなくても、私たちの身のまわりの空気中には、日々の健康に影響を及ぼすさまざまな原因物質が浮遊しています。」、「エア・レボリューション、"Air Revo (エアレボ)"は、イオンの発生効果を利用した携帯エア・クリーナー。いつでも、どこでも、身に附いているだけで、あなたの身のまわりの空気トラブルを軽減します。」等と表示するなど、別表「商品名」欄記載の商品について、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品を身に着ければ、本件2商品から発生するイオンの作用により、いつでもどこでも身の回りの空気を清浄にして、空気中に浮遊するウイルス、花粉、ア

アレル物質、PM2.5、細菌等が人体に及ぼす影響を軽減する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社Nature Link（以下「Nature Link」という。）は、東京都港区麻布台一丁目5番9号に本店を置き、日用品雑貨等の販売業等を営む事業者である。
- (2) Nature Linkは、本件2商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) Nature Linkは、本件2商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア Nature Linkは、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年8月31日、同年9月3日、同月28日、同年10月1日、同月12日、同月19日、同年11月2日、同月17日、同月24日、同月30日、同年12月3日、同月7日、同月17日及び同月21日に、自社ウェブサイトにおいて、例えば、エアレボカードについて、「イオンのパワーで空気革命」及び「ION CLEANER AIR Revo」、「身边にある様々な空気トラブル」と表示し、「空気のトラブル」、「ウイルス、花粉、アレル物質、細菌、PM2.5・・・。目には見えなくても、私たちの身のまわりの空気中には、日々の健康に影響を及ぼすさまざまな原因物質が浮遊しています。」、「エア・レボリューション、「AIR Revo（エアレボ）」は、イオンの発生効果を利用した携帯エア・クリーナー。いつでも、どこでも、身につけているだけで、あなたの身のまわりの空気トラブルを軽減します。」等と表示するなど、別表「商品名」欄記載の商品について、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品を身に着ければ、本件2商品から発生する

イオンの作用により、いつでもどこでも身の回りの空気を清浄にして、空気中に浮遊するウイルス、花粉、アレル物質、PM2.5、細菌等が人体に及ぼす影響を軽減する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、Nature Linkに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、Nature Linkは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、Nature Linkが自己の供給する本件2商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴え

を提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

商品名	表示内容
エアレボカード	<ul style="list-style-type: none"> ・「イオンのパワーで空気革命」及び「ION CLEANER Air Revo」 ・「イオンクリーナー “Air Revo (エアレボ)”」 ・「身边にある様々な空気トラブル」、「空気のトラブル」、「ウイルス、花粉、アレル物質、細菌、PM2.5・・・。目には見えなくても、私たちの身のまわりの空気中には、日々の健康に影響を及ぼすさまざまな原因物質が浮遊しています。」、「さまざまな空気トラブル」との記載と共に、マスクをした人物が手で口元を押さえている画像、人物がティッシュペーパーで鼻を押さえている画像及び人物が手で鼻を押さえている画像並びに「ウイルス」、「花粉・アレル物質」、「PM2.5」、「嫌なニオイ」、「細菌」及びこれらのイラスト ・「Air Revoについて」、「イオンのパワーで空気革命」、「エア・レボリューション」、「Air Revo (エアレボ)」は、イオンの発生効果を利用した携帯エア・クリーナー。いつでも、どこでも、身につけているだけで、あなたの身のまわりの空気トラブルを軽減します。」及び「イオンのパワーで、科学のパワーで、あなたの毎日に空気革命を。」 ・「商品タイプ別 発生イオン数」、エアレボカードのイラストと共に、「カードタイプ」、エアレボカード及び「ION TESTER」と記載のある機械の画像と共に、「約2,000個/cm³」並びに「イオンのチカラで、身のまわりの空気をクリーンに。」、「Air Revoからイオンが発生する秘密」及び「エアレボの各製品にはイオン発生成分が配合されています。イオンの発生成分には、空気中の水分と反応してイオンを継続的に作り出す性質があるといわれています。エアレボはこの性質を利用して、周囲にイオンを発生させています。（特許出願中）」 ・「身につけるイオンクリーナー」及び「一年を通して、いろいろな生活シーンでご活用いただけます。カード、セラミックプレートは付属のストラップで身につける以外にも、寝室の枕もとやトイレに置くなど、使い方は自由自在です。」並びにエアレボカードを首から下げている人物の画像 ・エアレボカードのイラストと共に、「イオンのパワーで空気革命」、「ION CLEANER Air Revo CARD カードタイプ」、「さまざまな空気トラブルに」、「ウイルス」、「花粉・アレル物質」、「PM2.5」、「嫌なニオイ」及びこれらのイラスト並びに「発生イオン数 約2,000個/cm³」 <p style="text-align: right;">(別添写し)</p>

商品名	表示内容
エアレボセラミックプレート	<ul style="list-style-type: none"> ・「イオンのパワーで空気革命」及び「ION CLEANER Air Revo」 ・「イオンクリーナー “Air Revo (エアレボ)”」 ・「身边にある様々な空気トラブル」、「空気のトラブル」、「ウイルス、花粉、アレル物質、細菌、PM2.5・・・。目には見えなくても、私たちの身のまわりの空気中には、日々の健康に影響を及ぼすさまざまな原因物質が浮遊しています。」、「さまざまな空気トラブル」との記載と共に、マスクをした人物が手で口元を押さえている画像、人物がティッシュペーパーで鼻を押さえている画像及び人物が手で鼻を押さえている画像並びに「ウイルス」、「花粉・アレル物質」、「PM2.5」、「嫌なニオイ」、「細菌」及びこれらのイラスト ・「Air Revoについて」、「イオンのパワーで空気革命」、「エア・レボリューション」、“Air Revo (エアレボ)”は、イオンの発生効果を利用した携帯エア・クリーナー。いつでも、どこでも、身につけているだけで、あなたの身のまわりの空気トラブルを軽減します。」及び「イオンのパワーで、科学のパワーで、あなたの毎日に空気革命を。」 ・「商品タイプ別発生イオン数」、エアレボセラミックプレートのイラストと共に、「セラミックプレートタイプ」、エアレボセラミックプレート及び「ION TESTER」と記載のある機械の画像と共に、「約2,400個/cm³」、並びに「イオンのチカラで、身のまわりの空気をクリーンに。」、「Air Revoからイオンが発生する秘密」及び「エアレボの各製品にはイオン発生成分が配合されています。イオンの発生成分には、空気中の水分と反応してイオンを継続的に作り出す性質があるといわれています。エアレボはこの性質を利用して、周囲にイオンを発生させています。（特許出願中）」 ・「身につけるイオンクリーナー」及び「一年を通して、いろいろな生活シーンでご活用いただけます。カード、セラミックプレートは付属のストラップで身につける以外にも、寝室の枕もとやトイレに置くなど、使い方は自由自在です。」並びにエアレボセラミックプレートを首から下げている人物の画像 ・エアレボセラミックプレートのイラストと共に、「セラミックイオンのパワーで空気革命」、「ION CLEANER Air Revo CERAMIC PLATE セラミックプレートタイプ」、「さまざまな空気トラブルに」、「ウイルス」、「PM2.5」、「嫌なニオイ」及びこれらのイラスト <p style="text-align: right;">(別添写し)</p>